

# 宿泊業の事業継続を支援します

## 大山町宿泊事業継続支援交付金

大山町事業継続支援交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって経営に影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支援するための交付金を給付する制度です。

### ◆ 制度概要 ◆

交付対象者	・ 町内に所在する旅館ホテルまたは簡易宿所を営む宿泊事業者 ・ 旅館等を営む町内に住民票のある個人事業主 (※旅館業法第3条の規定による旅館業の許可を受けている事業者に限る)	
給付要件	○ 2020年1月から12月のうち、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少した月があること ○ 事業継続を行っていくこと	
交付額	上限額の範囲内で、昨年1年間の宿泊業の売上減少額から国の持続化給付金相当額を引いた額を交付します。	
	旅館ホテル	簡易宿所
	上限100万円	上限50万円
ただし、客室数4室以下または収容客数9人以下の場合上限10万円とする		
申請期間	2020年5月25日(月)から2021年1月29日(金)まで	

### 交付額例

(例) 2019年の事業売上が1,200万円の法人が、新型コロナウイルスの影響でキャンセルが相次ぎ、4月の売上が前年度比較50%減の50万円となった場合※2019年の各月の売り上げが均等に100万円だったと仮定しています。

1,200万円	本補助金の給付対象額 400万円
	国の持続化給付金 200万円
	▲50%月売上×12か月 600万円

国の持続化給付金を受給しても、前年と比較して400万円の収益減少の見込みとなります。この減少部分に対して上限100万円で補助いたします。

### ◆ 申請手続 ◆

申請書に以下の書類を添えて企画課または大山支所観光課・中山支所総合窓口室へ提出してください。

#### ① 確定申告書類

- ア 法人の場合 ・ 申請月の属する事業年度の前年事業年度の法人税確定申告書別表一控え(1枚)  
・ 法人事業概況説明書(2枚(両面))
- イ 個人事業主 ・ 2019年分の所得税確定申告書第一表控え(1枚)  
・ 所得税青色申告決算書の控え(2枚)(白色申告の場合を除く)

#### ② 前年同月比で50%以上売上減少となった月の売上台帳の写し (白色申告の場合は、2019年分の月の売上台帳も提出してください)

#### ③ 旅館業法に基づく旅館業の営業許可書の写し

#### ④ 納税確認同意書 ⑤ 債権者登録申請書(役場に口座登録がない事業者のみ)

### 【お問い合わせ・申請窓口】

ご不明の点や、この補助金については担当課迄お問い合わせください。  
大山町役場企画課営業企画室 ☎ 0859-54-5202